



私たちの生活と財政の役割

高校生用租税教育教材



高等学校学習指導要領準拠
協力：全国公民科・社会科教育研究会

1. 暮らしの中の税①

私たちの身の回りには、さまざまな税があります。
どんな税があるだろう？



所得税



会社でもらう給与明細書。
所得税や住民税が給料から
差し引かれている。

酒税 たばこ税



清酒・ビール・ウィスキーなどの
アルコール飲料や、たばこには税がかかる。

消費税



洋服や日用品を買ったりすると、
消費税がかかる。



みんなで考えてみよう！

他にはどんな税があるのだろう？

1. 暮らしの中の税②

私たちの身の回りには、国や都道府県、市（区）町村による「公共サービス」や「公共施設」があります。



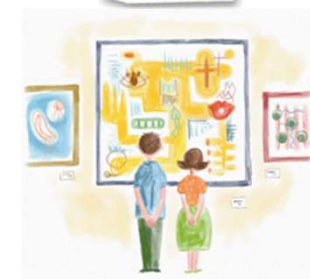
指定のごみ袋に入れて所定の日に出せば、
ごみ収集車が無料で持っていってくれる。



安全を守ってもらうのに、手数料は払わない。



みんなが利用でき、有意義な生活を送れる。



みんなで考えてみよう！

なぜ無料で公共サービスを受けたり、公共施設が利用できるのだろう？

1. 暮らしの中の税③

「公共サービス」や「公共施設」を提供するためには、たくさんの費用がかかります。



みんなで考えてみよう！

「公共サービス」などの利用料を徴収できないとすれば、
これらの費用はどうやってまかなうのだろう？

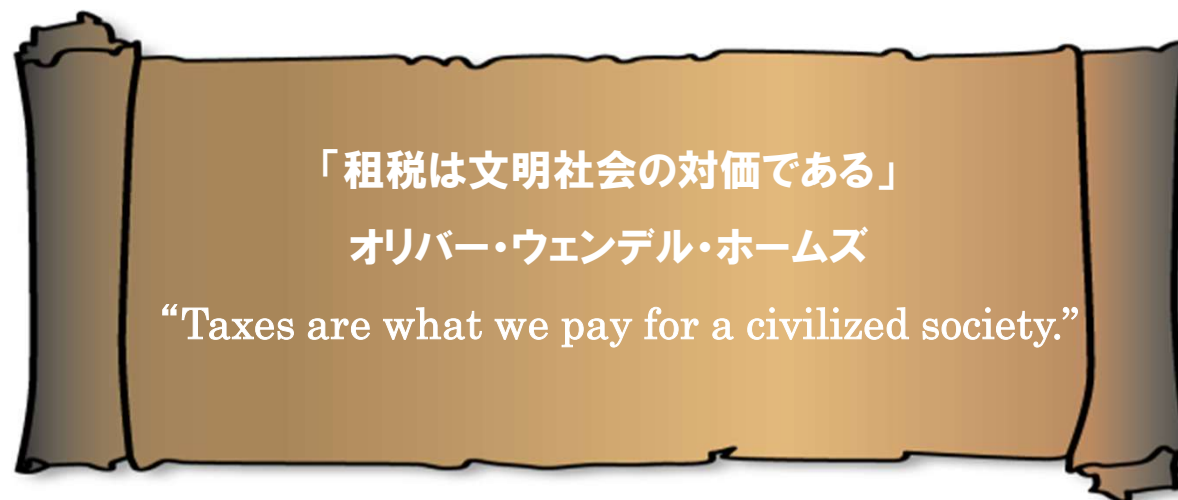
1. 暮らしの中の税④

「税金」ってなんだろう？
なぜ、「税金」が必要なのだろう？



みんなで議論してみよう！

みんなで議論しながら、考えをまとめてみよう。



みんなで議論してみよう！

この言葉の意味についても、みんなで議論してみよう。

2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？①-1

～税にまつわるエピソード～ 2つのエピソードを参考に考えてみよう。



①【アメリカ独立戦争と税】

「代表なくして課税なし」 “No taxation without representation”

18世紀後半のアメリカ独立戦争は、母国イギリスが行った不当な課税に納得できないということで始まりました。

この不当な課税に対する反対運動の中で、パトリック・ヘンリーらの「代表なくして課税なし」という言葉が生まれました。

この言葉にこめられた、当時のアメリカの人々の※「強い意識」がきっかけとなり、やがて、1776年のアメリカ独立宣言につながります。

※ 「強い意識」

- 自分たちの代表者がいないところで決められた税は、納める必要がない。
- 自分たちの国を支えるためには、自分たち一人ひとりが税を納めなければいけない。

～ アメリカ独立までのあゆみ ～

1765年 ●英・印紙条例制定（新聞、書類等への課税） ●印紙条例反対決議案 （ヴァージニア植民地協議会代表パトリック・ヘンリーら） →「代表なくして課税なし」 ●各地でイギリスに対するボイコット運動	1767年 ●英・タウンゼンド条例 （茶、紙、ガラス等への課税）
1766年 ●英・印紙条例廃止	1770年 ●ボストン大虐殺→茶以外の課税停止
	1773年 ●ボストン茶会事件
	1774年 ●英・ボストン港閉鎖
	1775年 ●独立戦争（～1783年）
	1776年 ●米・独立宣言

2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？①-2



～税にまつわるエピソード～ 2つのエピソードを参考に考えてみよう。



②【福澤諭吉と税】

1872年に福澤諭吉が発表した『学問のすすめ』の中に、税金とは国民と国との約束であると述べられています。

『学問のすすめ』より

「政府は法令を設けて悪人を制し善人を保護す。これ即ち政府の商売なり。

この商売をなすには莫大な費^{ついで}なれども、政府に米もなく金もなきゆえ、

百姓町人より年貢^{ねんぐんじょう}連上^{いだ}を出して政府の勝手方^{まかな}を賄^{まか}わんと、

双方一致の上、相談を取極めたり。

これ即ち政府と人民の約束なり。」



資料提供：福澤諭吉旧邸・福澤諭吉記念館

2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？②



納税の義務は憲法で定められています。



【日本国憲法第30条】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。



みんなで議論してみよう！

なぜ、「納税の義務」が憲法で定められているのだろう？
みんなで議論してみよう。

2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？③



税に関する法律（税負担の方法）と税の使い道（予算）は、国民の代表者である議員が決めています。



国民



国会



選挙



議決



予算案/税に関する法律案



納税



公共施設
サービス



内閣

写真提供：衆議院

出典：首相官邸ホームページ

3. 今までの議論をまとめてみよう

「税金」ってなんだろう。
なぜ「税金」が必要なのだろう。
なぜ「納税の義務」が憲法で定められているのだろう。



今までの議論を振り返ると・・・

今までの議論から「税の本質」が見えてくる。

つまり、
税の本質とは・・・



- 税は公共サービスの対価
- 自らの代表が、国の支出の在り方を決めることと、自らが国を支える税金を負担しなければならないことは表裏一体
- 税の使い道を監視する（関心を持つ）ことも納税者として重要



民主主義の基本

政治への参加と国を支える税金を国民が負担することが、
対になっているのが、民主主義の基本である。

1. アルバイト代の源泉徴収票を見てみよう



「給与所得の源泉徴収票」とは、会社が従業員に対して1年間に支払った給与の金額と天引きした所得税及び復興特別所得税の額を、その従業員に知らせるために会社が発行する証明書のことです。

令和●年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所又は居所 〇〇市△△町×-××-×	(受給者番号)																
		(役職名)																
		氏名	(フリガナ)															
種別		支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額										
給与・賞与		内	千円	円	千円	円	千円	円	内	千円	円							
			884	000						10	420							
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数							
有 従有		千円		特 定	老 人	そ の 他			特 別	そ の 他								
				人 従人	内 人 従人	人 従人		人	内 人	人	人							
氏名	国	退職者	害者	欄	特別	その他	婦	親	学生	就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日
															令和	○	×	×
支払 者																		
	住所(居所)又は所在地		〇〇市△△町 ×-××-×															
	氏名又は名称		株式会社 〇〇商会															
(電話) ××-××××-××××																		

2. 所得税及び復興特別所得税を計算してみよう ②所得金額



所得金額等	事業	営業等	①									
	業	農業	②									
	不動産	③										
	利子	④										
	配当	⑤										
	給与	区分				⑥						
	雑	公的年金等	⑦									
		業務	⑧									
		その他	⑨									
		⑦から⑨までの計	⑩									
	総合譲渡・一時 ⑦+{(③+④)×1/2}			⑪								
	合計 (①から⑥までの計+⑩+⑪)			⑫								

申告書へ

2. 所得税及び復興特別所得税を計算してみよう

②所得金額



所得金額等	事業	営業等	①								
	業	農業	②								
	不動産	③									
	利子	④									
	配当	⑤									
	給与	区分	⑥				3	3	4	0	0
	雑	公的年金等	⑦								
		業務	⑧								
		その他	⑨								
		⑦から⑨までの計	⑩								
	総合譲渡・一時 ⑦+{(③+④)×1/2}		⑪								
	合 計 (①から⑥までの計+⑩+⑪)		⑫				3	3	4	0	0

申告書へ

2. 所得税及び復興特別所得税を計算してみよう



～ 1 回目の控除（必要経費など）～

給与の必要経費は法律で決まっています。

給与所得控除額といい、この額を差し引いて計算します。

収入金額－給与所得控除額＝所得金額

収入金額

884,000

給与所得控除額

550,000

所得金額

334,000

簡易給与所得表

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
か	ら	
円		円
550,999円まで		0
551,000	1,618,999	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額

2. 所得税及び復興特別所得税を計算してみよう



③所得から差し引かれる金額

令和●年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 〇〇市△△町×-××-×	(受給者番号)			
		(役職名)			
		氏名	(フリガナ)		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給与・賞与	内 千 円 884 000	千 円	千 円	千 円 10 420	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)	非居住者である親族の数
有 従有	老人 千 円	特 定 人 従人	老 人 人 従人	そ の 他 人 従人	特 別 人 従人
成年者	国 人	退 職 者	害 者	特 別 人	そ の 他 人
支払者	住所(居所)又は所在地 〇〇市△△町 ×-	氏名又は名称 株式会社 〇〇商会			

源泉徴収票へ



所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬								
小規模企業共済等掛金控除	⑭								
生命保険料控除	⑮								
地震保険料控除	⑯								
寡婦、ひとり親控除	区分 ⑰～⑱							0	0
勤労学生、障害者控除	区分 ⑲～⑳							2	7
配偶者(特別)控除	区分 ㉑～㉒							0	0
扶養控除	区分 ㉓							0	0
基礎控除	㉔							4	8
⑬から㉔までの計	㉕							7	5
雑損控除	㉖								
医療費控除	区分 ㉗								
寄附金控除	㉘								
合 計 (㉕ + ㉖ + ㉗ + ㉘)	㉙							7	5

申告書へ



2. 所得税及び復興特別所得税を計算してみよう



～ 2 回目の控除（所得控除）～

勤労学生控除とは、あなたが所得税法上の勤労学生に当てはまる場合に受けられる所得控除です。

また、所得税額の計算をする場合に、全ての納税者が、総所得金額などから差し引くことができる控除があります。これを、**基礎控除**といいます。

所得金額

3 3 4, 0 0 0

勤労学生控除

2 7 0, 0 0 0

所得控除

7 5 0, 0 0 0

基 礎 控 除

4 8 0, 0 0 0

▲ 4 1 6, 0 0 0

課税される所得金額

0

2. 所得税及び復興特別所得税を計算してみよう

④税金の計算



令和●年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 〇〇市△△町×-××-×	(受給者番号)	
		(役職名)	
氏名	(フリガナ)		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額
給与・賞与	内 千 円 884 000	千 円	千 円
			源泉徴収税額 内 千 円 1 0 420
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	特定	
有 従有	千 円	人 従人	
成年者	国 人	退 職 者	特 別 他 親 生
支払者	住所(居所)又は所在地 〇〇市△△町 ×-××-×	氏名又は名称 株式会社 〇〇商会	

源泉徴収票へ



税金の計算	課税される所得金額 (12-29)又は第三表上の③①に対する税額 又は第三表の③③	③①	0 0 0
	配当控除	③②	0
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	③③	0 0
	政党等寄附金等特別控除	③④	0 0
	住宅耐震改修特別控除等	③⑤	0 0
	差引所得税額 (31-32-33-34-35-36-37-38-39-40)	④①	0
	災害減免額	④②	0
	再差引所得税額(基準所得税額) (41-42)	④③	0
	復興特別所得税額 (43×2.1%)	④④	0
	所得税及び復興特別所得税の額 (43+44)	④⑤	0
	外国税額控除等	④⑥	0
	源泉徴収税額	④⑧	1 0 4 2 0
	申告納税額 (45-46-47-48)	④⑨	△ 1 0 4 2 0
予定納税額 (第1期分・第2期分)	⑤①	0 0	
第3期分の税額 (49-50)	⑤②	1 0 4 2 0	

申告書へ

解答

申告書へ

令和●年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所 又は 居所	〇〇市△△町×-××-×										(受給者番号)																			
												(役職名)																			
																						氏 名	(フリガナ)								
種 別		支 払 金 額			給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)					所 得 控 除 の 額 の 合 計 額			源 泉 徴 収 税 額																		
給与・賞与		内	千	円		千	円		千	円	内	千	円	内	千	円															
			884	000											1 0	420															
(源泉)控除対象配偶者の有無等			配 偶 者 (特 別) 控 除 の 額		控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数 (配 偶 者 を 除 く 。)						16歳未満 扶養親族 の数	障 害 者 の 数 (本 人 を 除 く 。)		非居住者 である 親族の数																	
老人					特 定		老 人		そ の 他			特 別			そ の 他																
有	従有		千	円	人	従人	内	人	従人	人	従人	人	内	人	人	人															
成年者	国 人	レ 退 職	害 者	欄	符 別	て の 他	婦	こ り 親	カ 学 生	就職			退職	年	月	日	元号	年	月	日											
																	令和	○	×	×											
支 払 者																															
	住所(居所) 又は所在地		〇〇市△△町 ×-××-×																												
	氏名又は名称		株式会社 〇〇商会																												
(電話) ××-××××-××××																															